農地中間管理事業に関する意見書

令和4年6月23日 福島県農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第6条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

1 令和3年度の実施状況について

(1) 農地中間管理事業の実績について

福島県における担い手への農地集積率は全国平均よりも低いが、農地中間管理事業の実績が順調に伸びていることは評価できる。

ただし、県全体の目標である担い手への農地集積率75%に対しての農地中間管理事業の貢献度が分かるように示していくこと。

(2) 農地中間管理事業活用の促進について

大規模経営の法人だけでなく、個人経営など中小農家に対しても農地中間管理事業の活用を促進していくこと。

水田地帯などで事業活用の実績が集中するなど地域間格差があるが、畑作、果樹地帯でも農地中間管理事業の活用を促進していくこと。

集落の農地を農地中間管理事業の活用により集積・集約化していくため、機構として集落営農の推進を支援していくこと。

(3) 不適切な事案への対応について

構築したチェック体制をしっかり実行し、再発防止に努めていくこと。

2 令和4年度農地中間管理事業の取組について

今後の事業推進にあたっては、福島県農林水産業振興計画で掲げる「もうかる 農業」の実現に向けて、農地中間管理事業の推進を通じて経営体の育成に寄与し ていくことを念頭に取り組んでいただきたい。

なお、令和4年度にあたっては、農地中間管理事業推進方針に沿った取組を推 進していくとともに次の取組を強化すること。

(1) 農地中間管理事業の広報について

地域において対面での座談会が開催されにくくなり、農地中間管理事業に関する情報が制度を利用する農家の方々に伝わりづらくなっているため、個々の 農家まで情報が行き届くよう周知活動を一層工夫していくこと。

(2) 遊休農地対策について

遊休農地も含めて地域内の農地を集積・集約化していく必要があるため、市町村や農業委員、農地利用最適化推進委員等と協力しながら、遊休農地の解消と農地中間管理事業を一体的に進めていくこと。

(3) 双葉地方の営農再開の加速化について

双葉地方の営農再開が遅れていることから、営農再開の進捗状況に応じたきめ細やかな対応とともに推進体制の強化により農地中間管理事業を推進することで、双葉地方の営農再開の加速化につなげてほしい。